墜落制止用器具(安全帯)新旧規格の見分け方

- 1 新規格品は名称が「墜落制止用器具」となっており、『「墜落制止用器具の規格」適合品』と表示されています。
 - ※ ラベル表示に『「安全帯の規格」適合品』等、「安全帯」の表示があるものは旧規格品です。
- 2 新規格品には全てショックアブソーバが付いています。
- 3 新規格品の販売は平成31年2月1日以降であり、それ以前に販売された製品は旧規格品です。

【 墜落制止用器具(フルハーネス型) 】

「墜落制止用器具の規格」適合品



ショックアブソーバに「墜落制止用器具」の表示あり。